

19世紀のフランス 絵画の楽しみ方

—印象派の絵画を中心として—

歯科医師 亡増田 浩男(遺稿)



今回は印象派の巨匠モネの代表作「印象・日の出」についてお話をいたしました。印象派の巨匠モネの絵は、ルノワールの時の「モデル」ではなく、モネ自身の人生を振り返りながら観ていきたいと思いません。親友のルノワールほど、女性に關しては多岐にわたっていませんが、一つ犯した過ちから、大変な人生を送る事になったモネ。もう一度人生をやり直せると神様が言ったのであるならば、モネはどうするでしょうか？

19歳でパリに出て、25歳の時、カミーユ・ドンシユと知りあい、恋に落ちます。ただ、モネは、古典的手法で絵画を描く教育をするフランス国立高等美術学校に入るのを拒否してしまつたため、両親からの送金が打ち切れられ、苦しい毎日が続きます。そんなモネを支えたのが、カミーユだった訳です。カミーユと知りあつた翌年、モネ26歳のとき、カミーユを描いた、ベラスケスを思わせる暗い背景で、描かれた作品「緑衣の女性(図1)」が、当時の審査員がスペイン趣味が強かつたこともあり、サロンに入選します。そして翌年、長男ジャンが誕生します。



モネが画家として成功する前に長男のジャンが生まれ

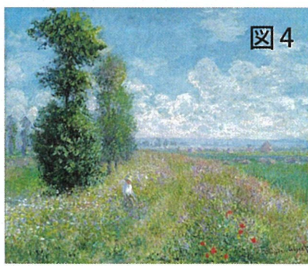
ため、モネとカミーユは金銭的にかなり苦労したようです。そんなモネを助けたのがバジールでした。バジールはジャンの名付け親にもなっています。モネ31歳のとき、アルジャントウイユの対岸に広大な土地を持つていたマネの紹介と金銭的援助で、住まいをアルジャントウイユに転居します。アルジャントウイユはセーヌ川沿いの小さな町で、パリからも鉄道で近いので、パリジャンたちの週末の行楽地でもありました。こうしてマネも、自身のルノワール同様に、アルジャントウイユのモネの元に集う事になります。モネは、アルジャントウイユの、始めの頃は、まだ金銭的には苦しかったにせよ、精神的にはカミーユと息子のジャンと一緒に、人生最大の幸せな時を過します。この頃描かれたのが、「アルジャントウイユのひなげし」(図2)です。おなじ人物を2組移り行く時間を意識させるためだと思えます。この「ひ



なげし」がモネの話のキーワードとなります。モネ、33歳の作品です。「印象・日の出」も同じ年に描かれました。アルジャンツェイユの地はモネの生涯で、カミーユ、息子のジャンと一緒に過したところで、モネの人生で「一番幸せな時を過ごした処」ではなかつたでしょうか。その頃、モネが描いた絵を少し見てみます。カミーユと息子のジャンと過ごした一家の幸せが、画面から「ひしひし」と伝わってきます。まず、「アルジャントウイユのモネの庭」(図3)、自身の家を描いています。その庭にはダリアが植わって



おり、それ以降、生涯続くモネの園芸の趣味を育みました。垣根のところに描かれているのは、モネとカミーユでしょうか。そしてもう一枚、「ポプラ、アルジャントウイユ近郊」(図4)ポプラ並木とひなげしの花が咲く、草原の散歩道の風景です。ここにもジャンがいます。



(この続きは次回をお楽しみに)

事務所トピックス

第61回KJL会報告

令和4年6月9日(木)に「ナガシマカントリークラブ」にて行われました結果をご報告します。

当日の成績

- 優勝 三井秀行氏 ネット60
- 準優勝 松岡厚志氏 ネット61
- 第3位 小林 充氏 ネット64
- ベスグロ 岡島一起氏 グロス79

※次回より、三井秀行氏ハンディ20 松岡厚志氏ハンディ15となります。

新刊のお知らせ

今村弁護士 執筆小説

BAR DRAGON物語 (定価一六五〇円)



取次店

石橋印刷工業社

052(201)4379

※書店では販売いたしません

名古屋市中区錦一丁目6番10号

SUZU1ビル4階B

TEL(052)201-1601(代)

FAX(052)201-1602

- 弁護士 森川 真樹
- 弁護士 今村 憲治
- 弁護士 森下 和也
- 弁護士 松川 正紀

印刷/石橋印刷工業社

2022年7月 No.105

錦城だより

名古屋市中区錦一丁目6番10号 SUZU1ビル4階B
TEL (052) 201-1601 FAX (052) 201-1602

発行/弁護士法人 錦城法律事務所

民事訴訟のIT化



私が、弁護士登録をしたところ、裁判所に提出する書面作成は和文タイプ、急いでいるときは手書き、コピー機が始めました。裁判所等の記録謄写はまだ青焼きというもありました。その後、書面の作成は、ワープロからパソコンへ、裁判所への提出する書面は、直接持参するか、郵送しなければならなかつたのが、書面によっては、FAXで送付することが可能となりました。裁判の期日には裁判所に出頭しなければなりませんでしたが、遠方の裁判所での民事裁判では、手続きによっては、電話の参加ができるようになり、遠方にいる証人の証人尋問については、証人には、証人の居住する近くの裁判所に出頭してもらい、テレビ会議による尋問ができ、さらに、最近では一部の手続をウェブ会議で行なわれるようになりました。

OA機器の普及等により、書面の作成等にかかる時間は大幅に減り(相変わらず、手書きで原稿をつくり、後は、事務に任せているようでは、活用できていないとは言えませんが)、遠方の裁判所でも裁判期日には必ず出頭しなければならぬところに比べれば、便利にはなっているといえるのですが、日本の司法は、IT

化が後れているといわれてきました。5月18日、民事裁判の手続きをIT化する改正民事訴訟法が成立しました(公布5月25日)。2025年度までに施行されることとなります。

この改正により、書面化して裁判所に持参するか郵送しなくてはならなかつた訴状、答弁書等をオンラインで提出することができるようになり、弁護士などの代理人にはオンラインによる提出が義務となります。裁判記録なども裁判所が原則として電子データとして管理し、当事者等が裁判所に行き、記録の閲覧、謄写していたのが、ネット上で記録を閲覧、ダウンロードできるようになり、利便性が向上するといえます。

裁判の期日は口頭弁論期日、証人尋問期日等もウェブ会議システムが利用できるようにになります。憲法では、裁判の対審、判決は公開の法廷で行うとされていますので、傍聴人は法廷におかれたモニターで当事者や代理人弁護士とのやりとりを傍聴することになるでしょう。裁判の様子も随分と変わることになるといえます。

私のようにIT機器の苦手な者にとつては、なかなかしんどいといえます。もっとも改正民事訴訟法が施行前にリタイアしているかもしれませんが。

M.M

中小企業の社長さんに一言(58)

今村 憲治

二〇一八年一月に、私は「中小企業の社長さんに一言」寄り添う弁護士」と言う小冊子を出版した。

内容は、一九九五年一〇月から二〇一七年一〇月までの、オフィスの事務所報「錦城だより」に毎掲載した同題のコラム(エッセイ)を改訂・加筆し、時間経過したテーマについては、この編集時期の「コメント」を加えている。そして、顧問先や関係先に配布させていただいた。

その出版から、早や四年余がすぎた。私も古希をすぎ、静かな月々をむかえようとしている。

しかし、弁護士バッジをつけている限り、寄り添う弁護士でいたいと思う。については、前記出版の「はじめに」に書いたが、どのような会社をもって、私が中小企業の社長さんに語りかけたい、かのイメージを書いている。

その想いは、今も変わらないので、その文章を転記し、又、これからも、「中小企業の社長さんに一言」のコラムを続けていきたい。

三十五歳位で会社を興し、今は六十五歳になつて社長がいて、製造と営業で二十人位の社員がいて、年商七億円(粗

利(四、〇〇〇万円)位、奥様が経理を担当する専務取締役、二人の子供のうち、長男は他の上場企業に勤める三十五歳、次男はこの会社で働いて、社長が次を託そうとする三十二歳の常務取締役、社長と三十年を共に働いている製造部門長、営業部長のいわば大政、小政がいて社長をささえている。社長の母は八十八歳で、介護の必要性が出てきている。大手の取引先からの厳しい納期要請の中で頑張っており、一方で資材を仕入れる十数社の仕入れ先にも無茶を言わず、「共に生きて行こうぜ」という親分肌の社長のイメージ。取引銀行も永年同じところ、又取引先の紹介で私を顧問弁護士として契約を結んでいるもの、トラブルはこの二十数年で数度しかなく、年に一・二度会食をして雑談がたら法的な話題をさせていたという程度。税理士も、毎月は専務の整理したものを渡し、年に一回の申告時期に会う程度・・・のイメージである。

しかし、近年、いわゆる系列は合理化の嵐にみまわれ、A・I・Tのめざましい発展は、このモデル会社にも変革の波が押し寄せている。

事業承継、事業譲渡に苦悩される経営者も散見する今日この頃である。

時代にマッチした弁護士法人として、頑張っていきたい。

クライアントだより

共和木材工業株式会社
代表取締役社長
大河内 建 詞

当社は、昭和二十二年四月に製材業として創業して以来、今年で創業七十五年を迎えることができました。

創業当時は製材業のみでしたが、現在は、建築業・不動産業も小さいながらも事業展開させて頂いております。

さて、二年前から世界的に大流行し、今も様々な影響が残る新型コロナウイルスですが、当然わが社も無関係ではありませんでした。

それは昨年起こりました「ウッドショック」です。業界が異なる皆様方も一度は耳にされたことがある言葉だと思います。

この「ウッドショック」は、新型コロナウイルスの蔓延で起きた世界中の輸送コンテナ不足に始まり、商社が国内住宅市場の一時的な減少を考え、海外での外国産木材(外材)の買付けを減らしたことで、いち早く経済活動が再開した中国など諸外国へ多くの外材が流れたこと。アメリカ国内での住宅着工数増加による木材需要の高まりで、価格も高騰し、日本向けの米松材が十分に確保できなかったこと等、様々な要因で外材が品薄、価格高騰となったのが原因でした。

そして、少しでも価格の安い国産材の杉・桧へ需要が急速に高まると同時に国

産材の品薄、価格高騰がおこりました。市場では僅か半年の間に価格が製材品では二倍、原木丸太では三倍になるものもありました。

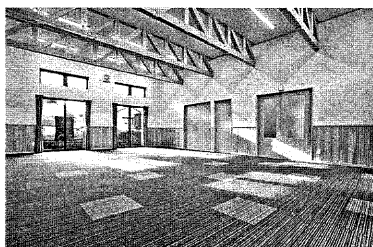
当社製材部でも原木丸太の仕入れにおいては、価格高騰と慢性的な品薄状態の中で量を確保するには本当に大変でした。

現在では、ほぼ落ち着きを取り戻しておりますが、本当に長い間低迷を続けておりました国産材業界にとって昨年は、久しぶりに活気づいた年となりました。

その様な国産材業界ですが、暗い話ばかりでは無く、近年では国や県、地域行政も国産材や地域産材の活用を力を入れており、多様な建築物にも補助金が交付される様になってきました。

その一例として、当社建築部において一昨年前に施工させていただきました岐阜県産材の桧を使用し、新技術を活用した工法を採用しましたところ、建設された自治会様には原産材拡大事業の事業補助ということで補助金が交付されております。

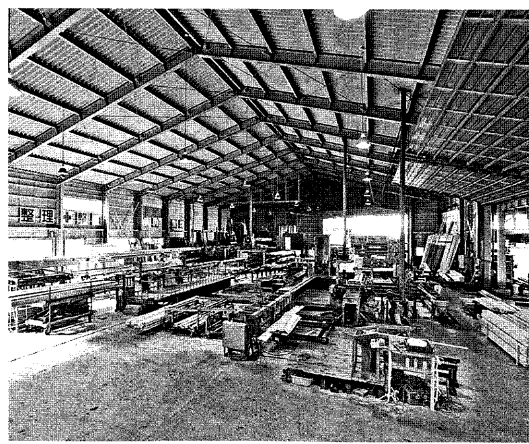
また、公共施設に限らず法人企業の社屋や倉庫などの建物でも同様に事業補助として補助金が交付されている事例が増えています。



今回このウッドショックの騒動を受けて、かねてから指摘されてきました国産材業界の脆さが改めて明らかになりました。今後、この業界自体も大きく変わることが求められており、その時代の流れにしっかりと対応していかなければ元の衰退業種に戻ってしまいます。これを契機に国産材そのものが業界以外の多くの方々にも注目され、数多く活用されることにならなければなりません。

私も国産材で製材・建築を生業としている者として、微力ながらも業界の発展に何らかでも貢献できればと思っております。

最後になりましたが、松川先生には日頃から色々とお話を頂戴していただき、確かなアドバイスを頂戴しております。この場をお借りして感謝申し上げます。今度も今後ともご指導の程、よろしくお願ひ申し上げます。



答え合わせ

森川 真樹

このコラムではタイムリーな事件や出来事、見落としがちな重要と思われる法的問題を取り上げてきたつもりであるが、「それで結局どうなったのか」という顛末は触れてこなかった。そこで、今回はこれまでのコラムを振り返り、答え合わせを試みたい。

①生産緑地2025年問題

2017年10月号で、生産緑地の約8割が2022年に指定から30年間という税制優遇期限を迎えるため、指定解除された大量の農地が住宅用地として放出され、地価が急落するなど不動産業界で懸念されていることを書いた。

今年がちょうどその年に当たるが、生産緑地の話題は聞こえてこない。それもそのはず。2018年4月に税制優遇期間をさらに10年延長できる「特定生産緑地」という制度が創設されて、この新制度が奏功し、今年期限を迎える生産緑地のうち86%以上が特定生産緑地の指定を受け、農地として存続する見通しだという(本年4月14日付中日新聞夕刊)。

農地を維持したい地主は意外に多いらしく、また、国も防災だけでなく景観保護や農業体験の場として都市農地を再評価しているそうである。これで不動産業界・地主・国、三方良好というオチではないことを願いたい。

②カルロス・ゴーン逮捕

2019年1月号で、日産自動車元会長カルロス・ゴーン氏の逮捕について書いた。その刑事裁判の顛末についても続報を書くつもりだったが、その年の12月に保釈中の身だった同氏が国外逃亡。被告人不在で審理を進めることができず、裁判は止まったまま。ちなみに、同氏は現在、レバノンにある大学で教鞭

をとっているとのこと。

他方、ゴーン逮捕をきっかけに表面化したともいわれる日産とルノーの統合問題についても、その後のルノーの不振と日産の業績回復が影響してか、これまでに目立った動きはない。ただ、ルノーが21年12月期に黒字転換し、今年5月には日産・三菱が新型軽EV(電気自動車)の市場投入にこぎつけ、本格的なEV時代突入を前にして統合問題が再燃しそうだ。

③国税の伝家の宝刀

先月号で、相続財産の不動産を路線価以外で評価することも許されるのかどうかについて、間もなく最高裁の判断が下ると書いた。

結論から言えば、最高裁は「租税負担の公平に反する」というべき事情がある場合には路線価以外の評価も許されるとし、国税当局が伝家の宝刀と呼ばれる財産評価基本通達の総則6項、いわゆる例外規定を適用したことについてもお墨付きを与えた。

判決後、国税庁は「国として主張してきたことが認められたものと考えている。今後とも適正・公平な課税に努める」とコメントを出した。行き過ぎた節税策は許さないと自信を深めたに違いない。

ところで、例外規定を使うこと自体はいくらでも、その判断は国税当局の裁量ではなく、予測可能性の確保という観点からも、使う場合の基準が明確に示されるべきだが、判決ではそこへの言及はなかった。国税当局は例外規定の適用基準や適用事例を公表していないし、おそらく今後もしないであろうから、適用するしないの曖昧さや不公平感は常に付きまとうことになるだろう。

このところ国税職員の給付金詐取など不祥事が相次いでいる。「おまゆう」「お前が言うな」の略語ではないが、国民の信頼を失いかけている昨今、恣意的な適用との疑念を抱かれないよう、くれぐれも慎重な運用を求めたい。

1億総株主?

森下 和也

令和4年6月初めに、新聞を見ていたら、「1億総株主」、「資産所得倍増計画」という文字が紙面に掲載されていました。どこかで見たことのあるような言葉でしたが、「1億総株主」なるものの中味を読んでみると、趣旨は以下のようなものようです。

日本の個人に関する金融資産は、約200兆円で、その半分以上が預金や現金で保有されている状況のため、銀行で眠っているこの1000兆円について、国民に投資に回してもらい、市場を活性化し、ひいては国民の資産所得を倍増させよう、という趣旨のようです。

そして、その具体的な政策として、現在、存在している制度である iDeCo や NISA をより充実させることなどが予定されているようです。

ここで、知らない方もみえるかもしれないので、簡単にこれらの制度を説明したいと思います。

iDeCo は、私的な年金制度で、その積み立てていく積立金を一定の比較的リスクの低い投資信託に投資していく形で、受け取れる年金額を増やしていくことを目指す制度です(もともと、あくまで投資です)。減ることもありません。

この制度は、積み立てていく掛け金が所得控除されるのに加え、年金を受け取る際にも税制優遇を受けることができます。

す。もともと、原則として60歳までは受け取ることができず、途中で換金することができません。

他方、NISA というのは、本来、株式や投資信託に投資し、利益を得た場合、その利益に対して約20%の税金が取られますが、NISA を利用した場合、一定の投資額及び期間について課税されないという制度です。

NISA には、一般 NISA と積立 NISA というものがあり、一般 NISA は、5年間において年額120万円の投資額から生じた利益について非課税となる制度で、積立 NISA は、20年間において年額40万円の投資額から生じた利益について非課税となる制度です。NISA の場合、iDeCo と異なり、投資した金額自体は所得控除の対象とはなりません。その代わり、途中で換金することが可能です。

政府は、これらの制度をより充実させることで、国民の投資を促したいということのようです。

しかし、この制度を充実させることで、本当に国民の資産所得を増加させることができるのでしょうか。

確かに、一定数の国民は、投資に回すことができる余力を有しているかもしれませんが、貯蓄すること自体が困難な世帯からすれば、制度を充実させたとしてもその恩恵を受けることができず、格差は拡大するばかりです。

NISA などの制度を充実させること自体は反対しませんが、貯蓄に回す余力のない世帯の資産所得の倍増計画も立てて欲しいものです。